

しるべ通信

第24号(2025年陽春号)

しるべ総合法律事務所 令和7年4月7日発行
460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-27

ご 挨拶

前号の発行から9か月も経ってしまいました。ようやく令和7年最初のしるべ通信を発行いたします。昨年の桜の開花はかなり遅れましたが、今年は少し遅くなるかと心配していたところ、3月末から急に全国から開花のニュースが届くようになり、当地の桜の名所はあっという間にどこも満開になりました。

私もこの6日の日曜日に雨が上がるのを待って毎年花見に訪れる大垣市北方町の岐阜協立大学すぐ東にある平野井川の右岸堤防「大島堤」に出かけました。そこは、大変に綺麗な桜並木ですが、地元がほとんど宣伝しないために花見に訪れる人が非常に少ないところです。その時の様子が下の写真ですが人影が見当たりません。お気づきになるかと思いますが、手前から奥へと連なる桜の並木が3列になっています。左の高い堤防上の道路の右下に少し低い堤防道路が見えます。元は右側の低い堤防だけでしたが、明治時代に写真の左側にある平野井川が大雨で破堤したため、その復旧に際し、元の堤防の河川敷により高い堤防（写真左側の堤防）を築いたために2段の堤防になったそうです。その後昭和53年に地域の人々が、2段の堤防の両側とその間に1.6kmに渡りソメイヨシノを植栽したため3列の桜並木という珍しい桜の名所となったのだそうです。来年は是非お出掛けになってみてください。

今年もお蔭様で3列の見事な桜並木を目にすることができました。少し健康に不安を抱えながらも桜に元気をもらって頑張りたいと思います。

(弁護士 相羽洋一)



法窓漫筆

朝ドラ「虎に翼」後日譚

弁護士 宮 本 増

我が国最初の女性裁判官である三淵嘉子さんをモデルとしたNHKの朝ドラ「虎に翼」は令和6年9月30日で6か月にわたる放送を終えましたが、高い視聴率で話題を集めました。いわゆるリーガルドラマで、私もほぼ欠かさず視聴したのですが、人気になったのは、取り上げられた夫婦別姓とかLGBとかいう現代的话题にあったという意見もありました。ただ、これには異論もあり、私も昭和30年代にそのようなテーマが議論されているのを耳にしたことはありませんでした。事実、三淵嘉子さんは最高裁調査官の三淵乾太郎氏と再婚したのですが、再婚後は旧姓の和田を使われたことはありませんでした。裁判所OB某氏の短歌『元判事我には解せぬシーンをも見せて司法を描く朝ドラ』が法曹関係誌に載っていましたが、私もそんな風に感じるものがしばしばでした。

強い違和感といえば、いくつかありましたが、その一つは主人公佐田寅子が担当したいいわゆる原爆裁判で証人として出廷予定の広島出身のご婦人が、担当弁護士との打ち合わせで、きれいな標準語で話していたことです。同じような時期、私は広島に在勤していたのですが、当時の広島在住者はおしなべて広島弁でした。ドラマでは謝るのに「ごめんなさい」でしたが、広島では「堪忍してつかあさい」です。話は飛びますが、井上ひさしの名作「父と暮らせば」で原爆被爆女性を演じた女優宮沢りえさんの広島弁は見事でした。

もう一つ残念だったのは、三淵さんが昭和年27年から4年間も名古屋に勤務されたのにドラマでは新潟県三条支部勤務になっており、せっかく旧名古屋地裁庁舎や市公会堂、鶴舞公園が登場したのに、ストーリーしては取り上げられなかったことでした。聞くところによると三淵さんが名古屋に着任された際、名古屋駅前の電光スクリーンに大きく「初の女性判事着任」と映し出されたとのことで、名古屋でも女性裁判官の登場は注目の的で、新聞記者の訪問など話題をさらったとのことでした。

とはいうものの、巧みに帝人事件や山口忠良判事の闇米拒否餓死事件などの史実をそのままに登場させる緊迫したシーンもあり、また、実在した裁判官が名前を変えて活躍するなど、翌日の放送が待ち遠しく感じられたこともありました。

それでは最後に三淵さんが名古屋時代に詠まれた俳句2句を紹介します。当時名古屋地裁では裁判官や職員による俳句会が月に一度開かれており、三淵さんは常連の参加者だったそうです。

北陸の雪解け道を友はゆく（北陸へ転勤する裁判官へ）

乙女らの歌流れゆく城の春（近くの名古屋城を散策）

子規と俳句

弁護士 谷 口 優

法律を離れて、藪睨みではありますが、文学の話題を取り上げたいと思います。

司馬遼太郎の坂の上の雲がNHKのBSで再放送されました。明治における日清・日露の戦争を舞台にしたドラマで、主人公は陸軍騎兵隊の指揮官、日本連合艦隊の作戦参謀、従軍記者として日清戦争に大陸に派遣された記者の活躍が描かれています。原作を読まれた方も多いと思いますが私もその一人です。映像を通すと、その雄大な情景がリアルに感じられ、引きずり込まれるように見ておりました。

ところで、2人の軍人の活躍もさることながら、記者として派遣された正岡子規の活動はドラマでは原作を越えて描かれていました。子規は短歌、小説、評論等の幅広い創作活動をしていましたが中でも俳句における功績は誰しも認めるところです。ことに江戸時代に芭蕉の影に隠れていた蕪村を両名が肩を並べるまでに大きく評価して、写生写実の重要性を説くなど俳句の革新運動を起こして俳句の広い普及をもたらしました。子規は江戸時代以降ある種の道楽となっていた俳句や短歌に新風を吹き込んだのです。西洋式の写生の考えを持ち込むことで、作品に客観性をもたせて日本語表現の可能性を広げたともいえるでしょう。些細な日常生活の一片を客観的に謳うことによって自己の世界観を訴えたように思います。

「柿くへば鐘が鳴るなり法隆寺」は誰もが知っている子規の代表作です。斑鳩の古寺の辺りで柿を食べる動きと届き来る鐘の音を詠んだだけですがその様子が見事に浮かび上がります。また「牡丹画いて絵具は皿に残りけり」は描かれた牡丹は作意そのもの。絵皿に残る絵の具は作意の全く介入していない美。絵皿に残った絵の具はありのままの美しさで作意がないということです。「山吹も菜の花も咲く小庭哉」は庵の小庭が子規の視界の全てになって来るときこの小さな大宇宙に満足できる自分がここにあるということでしょう。「風呂敷をほどけば柿ころげけり」も簡潔な描写で視覚に訴える蕪村の「写生」の手法を取り入れた一句です。

私の好きな句は「鶏頭の十四五本もありぬべし」と「松山や秋より高き天守閣」の二句です。鶏頭が咲いている様を捉える写生そのものですが心にジンときます。次の句は松山城を詠んだ句です。松山に訪れたとき、秋より高いとは、秋の澄み切った空気の中に天守閣がスーッと構えているということなのだと感じました。

さて、子規は野球に傾倒した人でもあります。ベースボールを野球と訳したと言われていますが実際は後輩の中馬庚です。けれども打者、走者、四球、直球、飛球等は子規の訳語でルールブックにも採用されて、現在では定着した表現となっています。ベースボールが普及したことの一助となっています。このようにシンプルな名訳は、俳句の創作と共通する要素が窺えます。

明日を生きるための若者気候訴訟

弁護士 原 田 彰 好

皆様お元気でしょうか。寒い冬がようやく過ぎ、名古屋の桜は今満開です。

ところで、昨年夏に発行した「しるべ通信 23号」の記事「日本における気候変動について」にも書きましたが、地球温暖化はいよいよ深刻です。

世界の平均気温は、国連の気象専門家は「2024年が観測史上最も暑い1年であり、世界全体の気温が産業革命以前と比べて1.55℃上昇したことを確認しました。」と発表し、グテーレス事務総長の「2024年の猛烈な暑さに対しては、2025年に先駆的な気候行動を起こすことが必要です。気候変動による惨禍の最悪の事態を回避する時間はまだ残されています。しかし、指導者たちは行動を起こさねばなりません — 今すぐに」との言葉を伝えています（国際連合広報センターホームページの2025年1月21日付の記事）

「2024年の日本の平均気温の基準値（1991～2020年の30年間平均値）からの偏差は+1.48℃で、1898年の統計開始以降最高であった2023年を更に上回る最も高い値となりました。日本の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年あたり1.40℃の割合で上昇しています。特に1990年代以降、高温となる年が頻出しています。」として、日本でも一昨年、昨年と平均気温の最高を更新しています（気象庁ホームページ）。

2015年COP21の会議で採択されたパリ協定の主要目標は、世界の気温変動が産業革命以前の水準と比べて2℃よりも十分低く保たれるよう努めながら、1.5℃という値を超えて上昇しないようにするというもので、これが現在の世界の共通の目標となっています。1.5℃の基準が重要なのは、1.5℃と2℃の違いが温暖化被害の発生・大きさに多大な差異を生ずるからで、また1.5℃以上の平均気温の上昇が続くときは、ティッピングポイントという限界点を超え、世界平均気温が元に戻れないことになるおそれが高まると言われています。

そして、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次統合報告書は、地球温暖化の原因は人間活動から排出されるCO₂その他の温暖化ガスであり、気温上昇を1.5℃までに留めるために残された排出量（カーボンバジェット）は500Gt（ギガt）CO₂であり、2050年までにCO₂ネットゼロの実現が必要で、そこに至る削減の経路として次頁の表の排出量の削減率以上を実現することが必要であるとしています。次頁の表によれば、例えば世界平均気温の上昇を産業革命前に比較して50%の確率で1.5℃以下に抑えるためには、CO₂換算で2019年のCO₂排出量を2030年までに48%、2035年までに65%の削減をすることが必要であるとしています。

このような地球温暖化が危機的状況にあるにもかかわらず、わが国のCO₂の大量排出事業者である火力発電事業者の排出削減計画が、前記IPCC報告書の内容と整合していない状態

表 SPM.1：2019 年からの温室効果ガスと CO₂ の排出削減量、中央値と 5～95 パーセンタイル{3.3.1; 4.1; Table 3.1; Figure 2.5; ボックス SPM1}

		2019 年の排出水準からの削減量			
		2030	2035	2040	2050
オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を 1.5℃ (>50%) に抑える	GHG	43 [34-60]	60 [49-77]	69 [58-90]	84 [73-98]
	CO ₂	48 [36-69]	65 [50-96]	80 [61-109]	99 [79-119]
温暖化を 2℃ (>67%) に抑える	GHG	21 [1-42]	35 [22-55]	46 [34-63]	64 [53-77]
	CO ₂	22 [1-44]	37 [21-59]	51 [36-70]	73 [55-90]

〔出典：「2019 年からの温室効果ガスと CO₂ の排出削減量」（環境省ホームページ「AR6 統合報告書」「政策決定者向け要約」文科省、経産省、気象庁、環境省暫定訳 2024 年 1 月 29 頁）〕

が続いていることから、前記の表に沿う CO₂ の削減を実現して欲しいと願う北海道から九州までに住む 15 歳から 29 歳の若者 16 人が、火力発電事業者 10 社を被告として名古屋地方裁判所に昨年 8 月 6 日に提訴した、各社の販売電気にかかる CO₂ 排出量を 2019 年比で 2030 年までに 48%、2035 年までに 65% の削減をすることを求める訴訟について、私もその弁護団の一員に加わって、少しでもお役に立てればと思っています。(右の写真は「若者気候訴訟」ホームページから。)

第2回期日で原告が意見陳述
傍聴席は満席に！



口頭弁論の終了後、裁判所前で傍聴者たちが原告を拍手で出迎えた。



父母の離婚後等の子の養育に関する見直しについて

令和 6 年 5 月 17 日、民法等の一部を改正する法律が成立しました。この法律は、子どもの養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流等に関する規定を見直すもので、令和 8（2026）年 5 月までに施行されます。離婚後の子の親権・監護について、現在は父母どちらか一方に決めなければなりませんが、改正法が施行されると、双方が親権者となるか、どちらか一方が親権者となるかを決めることになります。必要な法律手続が規定されていますが、その他に監護の方法、養育費、親子交流関係などについても改正点があります。詳しくは右の QR コードから法務省のパンフレットをご覧ください。



母親が1人になって心配だなぁ…

弁護士 成 瀬 玲

本年3月の初旬に、私の父親が亡くなりました。昨年12月上旬に、くも膜下出血により自宅で倒れ、そのまま、3か月間意識不明の状態でした。まだ75歳でしたので平均寿命からすれば、まだ「若い」年齢だったかなと思います。

父は、製鉄会社（特殊鋼）の情報システム部で勤務する会社員で、仕事の内容は、システムエンジニアでした。このような仕事をしていたので、パソコンを触るのが好きで、私が小学生の低学年の頃には、家庭用パソコンの初期の頃のものでしょうか、NECの「PC-98」というデスクトップパソコンの中古のものが家にあったことをよく憶えています。また、定年後も、暇さえあれば、何時もパソコンの前に座っていました。倒れる前までは、父の元気だった姿しか見ていなかったのも、まだ私の中で、気持ちの整理が着かない感じですし、私自身が父が亡くなったのと同じ歳までとすれば、あと30年もありませんのでなんとなく不安な気持ちになります。（と言いつつ、100歳くらいまで生きるかも知れません。）

父が亡くなった後、私の実家では、母親が1人で生活をしています。ただ、こんなことを言うとうるさく思われるかも知れませんが、母親は年相応よりも少々早く、判断能力が何だか心配な状況であり、将来に備えておかなければならないかなと思っています。法律家らしくいえば、判断能力が無くなってしまってからですと、成年後見制度しか使えませんが、判断能力がある状態ですと、任意後見契約を締結し、将来に備えておくことができます。

任意後見制度というのは、まだ判断能力がある状況で、将来自分の判断能力が衰えた際に、自分の財産を管理して欲しい人との間で契約（任意後見契約）を締結しておき、実際に判断能力が衰えた際に、家庭裁判所に任意後見監督人の選任の申立をし、任意後見監督人が選任されることにより、任意後見契約の効力が生じるというものです。

これに対して成年後見制度では、既に本人の判断能力がない状況ですので、本人が誰に自分の財産を管理して欲しいかを判断したり、決めたりすることが不可能です。また、後見人には親族が選任される可能性もありますが、誰を後見人に選任するかは、あくまでも家庭裁判所の判断となりますので、親族を希望したとしても、状況によっては、弁護士等の第三者が選任されることもあります。先にも述べたとおり、任意後見制度は、本人の判断能力がある状態で信頼できる人と契約を締結しますから、本人が、自分の意思で、将来お世話になりたいと思う人を選んで契約をしておくことができます。この点が、一番の利点だと思います。ただ、任意後見契約は、公証人役場において、公正証書で締結をする必要がありますので、若干手間がかかるように思われるかも知れませんが、結構煩雑な成年後見の申立手続と比べれば、随分と楽だと思います。私も、母親や弟と一緒に、母親の将来について相談をして、徐々に将来への準備をしていこうと思っています。

娯楽としての地図

弁護士 渡 邊 真 也

私は日常的にテレビをあまり見ないのですが、2つの番組だけは欠かさず録画して観ています。1つはNHKの「ブラタモリ」です。「ブラタモリ」はタモリさんが日本各地の街をタイトルのとおりブラブラするというもので、その街の歴史や地理をみていくという番組です。この番組は昨年3月に終了してしまったのですが、今年の4月から再び放送を開始するとのことで、私の楽しみが復活したことを嬉しく思っています。もう1つの番組は、CBCの「道との遭遇」という深夜番組で、廃道や隧道、変わった道などを紹介し、現在に至るまでの道の変遷やその理由などを調べていくというものです。

私自身はあまり自覚していないのですが、おそらく他の人よりも少しは地図や地理に興味・関心があるようで、以前はその手の本を読み漁っていたこともありました。例えば、今尾恵介著「地図で読む昭和の日本」（白水社）は、ある特定の地域の地図の変遷をみていく本で、かつてあった道路や鉄道の線路、施設の変遷を確認することができるため、私のお気に入りの本の1つです。類書もあり、すべて揃えて自宅の本棚に並べています。この本には名古屋中心部の地図も紹介されており、明治24年、昭和10年、昭和29年、平成16年の各地図から街の移り変わりを知ることができます。昭和10年の地図を見ると、かつて柳橋に名鉄のターミナル駅があり、そこから市電の線路を通り、現在の西区押切を経由して岐阜や犬山方面に名鉄電車が走っていたようです。この手の情報には、今では名残が全くなく、かつての姿を想像すらできないところに個人的な興奮ポイントがあります。また、話には聞いていましたが、かつて名古屋城の外堀に現在の名鉄瀬戸線が走っていたことも地図から確認できます。外堀通りを歩いていると、つつい堀を除いて当時の遺稿や名残がないか探してしまいます。ちなみに、大津橋交差点北西角から外堀（初夏には深夜ヒメボタルが見られます）を覗くと、かつてあった大津町駅舎へ降りるための階段が残っていることが確認できます。

また、別の本ですが、かつて外堀には娯楽園という小さな動物園のようなものがあったとの記載を見て非常に驚いたこともあります。昭和8年名古屋市東区生まれの祖母に、生前娯楽園について尋ねたことがありますが、残念なことにその存在を覚えていませんでした。

冒頭の2つの番組は、私の興味関心のツボが押さえられており、上記の本を番組化したようなもので、毎回静かな興奮を禁じ得ません。特に、地図から見る街の歴史は、仕事と全く関係がない分野ということもあり、関連する番組を見たり本を読んだりする時間は、仕事のことを一時的にも忘れさせてくれるだけでなく、私がまだ存在していなかった時間や場所に思いを馳せることができるというのも、私がいつの間にかハマってしまったポイントかもしれません。

春になり、暖かくなってきましたので、古い地図を手がかりにどこかの街をブラブラと散歩してみたいと思う今日この頃です。

財産開示制度について

弁護士 鈴木 亮 平

1 民事訴訟といえば、多くは金銭請求をするものですが、日本の法律では、債権者が訴訟を提起して勝訴判決を得たとしても、勝訴判決は「お金を支払ってもらう権利がある」ということが確定するだけです。そのため、勝訴判決を得たとしても、債務者が任意に支払いをしない場合には、債権者側は別途強制執行の手続きをとらなければなりません。強制執行をするためには債権者側で債務者の財産を特定する必要がありますが、通常債権者は債務者がどこにどのような財産を保有しているのか分かりません。そこで強制執行をする前に債務者の財産を調査することになりますが、調査をしても債務者がどのような財産を持っているか不明という場合もあり、強制執行をするのに困難を伴うことが多いというのが実情です。

2 このような状況を踏まえ、債権者の権利実現の実効性確保の強化の一環として、平成16年に財産開示制度が施行されるに至りました。財産開示手続きというのは、債権者の申立てにより裁判所が債務者を呼び出し、債務者に自己の財産について陳述させる手続きです。

しかし、財産開示手続きは、これまであまり利用されることがありませんでした。というのは、当初の財産開示制度では、債務者がこの手続きを無視したとしても「30万円以下の過料」という制裁しか用意されていなかったためです（なお、過料というのは、行政罰にすぎないため、この制裁を受けたとしても前科がつくわけではありません）。そのため、例えば30万円以上の債務がある場合には、財産を差し押さえられるくらいなら30万円を支払った方がマシだとの考えから、債務者が手続きを無視するということもありました。

3 このような状況の中、令和2年に法律が改正され、財産開示制度を無視した場合には「6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金」に処せられることになりました。懲役に処せられることになれば、刑務所へ服役する可能性もあります。罰金でも、納める事ができない場合には労役場留置となります（労役場での作業を行い、1日あたりだいたい5000円程度と換算し、罰金額に達するまで留置されます）。また、当然、前科も付くことになります。そのため、債務者としては以前のようには無視しづらい状況になりました。

この改正に伴い、財産開示手続きの件数が、令和元年度には570件程度であったのに対し、令和5年度には2万件を超えるまでに増加しているようです。

4 このように、法改正により利用しやすくなった財産開示手続きですが、判決を得れば直ちに利用できるというものではありません。財産開示手続きを利用するためには、通常は「知れている財産に強制執行をしても完全な弁済を受けられないことの疎明」が必要となるなど、一定の要件を満たす必要があるからです。

けれども、債権回収を図る最終手段として財産開示手続きというものがあることは知っておいて損はないと思います。

遅咲きの桜

弁護士 近 藤 宏 一

1 自己紹介

2025年3月26日に司法修習を修了して、4月1日、弁護士として弁護士法人しるべ総合法律事務所に入所させていただいた近藤宏一と申します。

私は、熊本で生まれ、高校まで熊本で、大学からは関西で過ごしましたが、名古屋で弁護士として働くことになりました。これまで縁のなかった名古屋で、私を採用して名古屋との縁を結んでいただいた事務所の方々には、深く感謝しております。

名古屋では昨年度約1年間司法修習生として過ごさせてもらいました。名古屋は都会と自然の調和が取れていて素晴らしい都市であると思います。なにより、心優しい方が多かったです。これは私の地元熊本と相通じるもので、誠に勝手ながらご縁を感じさせてもらっています。こんな素晴らしい場所で弁護士として働けることに感謝しています。

2 抱負

弁護士として名乗れる日が来ることを夢見て来たのですが、それが実現できることをとても嬉しく思っています。未だに司法試験に合格した瞬間、母へ報告した時のことを鮮明に覚えています。私が、司法試験に合格するまでには幾多の壁にぶつかってきました。何度も失敗して、もう弁護士になれないのではないかと自分自身の可能性に疑問を抱きました。しかし、何度も失敗してきた私を信頼して支えてくれた母の存在や、法律家として社会に貢献したいという諦めることができなかった強い思いから、周囲の支えによって弁護士となることができました。

私は依頼者様の苦しみや悩みに寄り添い、共に歩むことができる弁護士を目指しておりますが、多くの失敗や苦しい経験をしてきたからこそ私にはできると自負しております。そのためには、依頼者との対話を重んじ、その声に真摯に耳を傾けることで、信頼関係を築き上げていきたいと思います。

また、当然のことながら、法律の専門家として、目まぐるしく移り変わる社会環境や新しく生じる法律問題に的確に対応すべく、幅広い法律知識の習得と弁護技術の向上に精進する所存です。

3 最後に

2025年4月初旬、桜が満開の時期です。今年私に咲いた桜は、弁護士を目指した中学2年生くらいのころから20年以上にわたって早く咲けと願っていたものです。こんな遅咲きだからこそこの桜を一生大切にしたいと思います。ただ新しい一步を踏み出すに当たって改めて自らの未熟さを痛感しますが、事務所の先輩方や事務員の方々の貴重なご指導を受けるとともに、依頼者の皆様からの温かいご支援とご助言に従い誠心誠意職務を果たして一歩ずつ成長していく所存ですので、よろしくお願い申し上げます。

ホームページに他人の写真やイラストを載せるときは…

弁護士・弁理士 相 羽 洋 一

1 会社代表者にも責任

目新しい判決ではありませんが、東京地方裁判所令和5年5月18日判決の事件を紹介いたします。事案は、Y1会社がそのホームページ（本件判決ではウェブページと表記されるので以下これに倣います。）に著名なグラフィックデザイナーで写真集も多く発刊しているXの写真4枚（公表済み）を無断で掲載したため、XがY1会社に対し著作権（公衆送信権）を侵害したとして、またY1会社の代表取締役Y2については会社法429条1項の取締役の第三者に対する責任があるとして損害賠償請求をしたものです。

2 事件の経緯

Y1会社は、依頼者のキャンペーン用の小冊子の作成を受託しましたが、小冊子を作成するにあたり、XはY1会社に対し、総額460万円の許諾料で、小冊子にX撮影の写真4枚を掲載することを許可しました。この時、XとY1会社との間で契約書は作成されなかったためその他の合意内容は不明でしたが、裁判所は、小冊子での写真の利用許諾があればホームページの実績紹介での利用許諾を求めないという業界慣行があったとのY1会社の主張は認められないとしました。したがって、Y1会社はXの写真が無断で自己のウェブページに利用したということになります。



3 その他のY1会社らの主張

この訴訟におけるY1会社らの反論はいくつかありますが、主なものは、写真の利用は著作権法32条1項「公表された著作物は、引用して利用することができる。…その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。」の引用に該当するという点と、Y1会社の代表取締役Y2の会社法429条1項の「役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。」という取締役の責任について、職務を行うについて悪意又は重大な過失がなかったので責任はないという点でした。

4 引用についての裁判所の判断

判決では、公正な慣行に合致しかつ引用の目的上正当な範囲内であるかどうかは「社会通念に照らし、他人の著作物を利用する目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の程度などを総合考慮して判断されるべきである」と最近の裁判例による判断基準を述べた上、本件ウェブページにおける本件写真の位置づけについて、本件冊子用利用契約の許諾期間経過後に本件ウェブページに掲載されたこと、商業的価値が高い本件各写真がそれ自体独立して鑑賞の対象となる態様で大きく掲載されていること、本件各写真のデジタルデータは、無断複製防止措置がされずインターネット上に相当広く複製等されていることなどを認定して、「本件ウェブページにおける本件各写真の利用は、上記認定に係る本件各写真の性質、掲載態様、著作権者である原告に及ぼす影響の程度などを総合考慮すれば、公正な慣行に合致せず、かつ、引用の目的上正当な範囲内

であるものと認めることはできない。」と引用の主張を否定しました。

5 取締役の責任についての裁判所の判断

裁判所の認定した事実によれば、被告会社は、デザインの企画・制作等を目的とする株式会社であり、依頼者から受託されたキャンペーン用の小冊子を作成するために、Xから、本件各写真の利用許諾を受けたのであるから、その代表取締役であるY2は、その職務上Xに対し、本件各写真を本件ウェブページに掲載することができるかどうかを確認すべき注意義務があったものといえるところ、Y2は、Xに容易に確認できるにもかかわらずこれを怠り、本件各写真のデジタルデータに複製防止措置を何ら執ることなく、漫然と約7年間も本件ウェブページに継続して違法に掲載し、その結果、本件各写真のデジタルデータがインターネット上にXの名が付されることなく相当広く複製等されたことが認められるとしました。

これらの事情を踏まえると、Y2には少なくとも重過失があったことは明らかであり、著作権の重要性を看過するものとして、その責任は重大であるとして、Y2にはXに対する損害賠償責任があると判断しました。

そして、Y2は本件各写真を本件ウェブページに掲載した平成19年当時、知的財産権を保護する体制の構築を主たる職務としていなかったし、当時から現在に至るまで、知的財産権の侵害を防止するための社内体制を講じてきたことなどからすれば、Y2の職務遂行に悪意又は重過失はないと主張したことに対しては、次のように述べて否定しました。

Y2が、本件ウェブページ掲載当時に知的財産権保護体制の構築を主たる職務としていなかったとしても、デザイン制作等を目的とする株式会社において、デザイン制作等に当たり著作権、肖像権その他の知的財産権を侵害しないようにする措置を十分に執ることは、取締役の基本的な任務であるといえるから、Y2の主張立証を十分に踏まえても、Y2の責任は免れず、またXに何ら確認することなく、しかも本件各写真のデジタルデータが複製防止措置を何ら執られることなく本件ウェブページに7年以上も漫然と掲載されていた事情等を踏まえると、Y2の主張立証等を十分に斟酌しても、知的財産権の侵害を防止するための社内体制が不十分であったとの誹りを免れることはできない、としたのです。

6 損害額

損害額については、Xが合計1億7540万円を請求したのに対し、裁判所は、写真等の使用料は長期間になれば減額され本件では3割程度と認められ、また実績紹介として非商業目的で使用する場合は取引の実情に照らし大幅に異なり、本件では1割と認められるとしてうち414万円のみが認容されました。詳細は判決文をご参照下さい。

7 まとめ

本件において、Y1会社は、本件写真の利用には使用料が必要であるとして小冊子作成については使用許諾を得ていたにも拘わらず、自己のウェブページへの本件写真掲載を著作権者の許諾なく行ったもので、損害賠償責任は免れないというのは当然と思われます。

また、会社の役員は会社法429条1項により職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うという範囲の広い責任があります。特に代表取締役は事業の全般を把握して敵意対応する職務を持つことから、日頃から事業の全般に目を配らせておく必要がありますからご注意ください。取締役であっても第三者への加害防止のための配慮は不可欠であり、怠ると責任問題が生じ得ます。

易しいマジックアラカルト17

不思議なしりとり

弁護士・弁理士 相 羽 洋 一

- 1 下に掲げた5枚のカードの、右下の数字の1から5までのカードの指示を順次読んで、思い浮かべた言葉を1つずつ指さして行ってください。最後の5のカードではどの言葉の上に指があるでしょうか。
- (456789101112131415)
- 2 このマジックを他人に見せる時は、このページの野線から上を隠してコピーをとって、それを見せて演じてください。最初に予言といって相手に見えないようにメモに「トラ」と書いて4つ折りにし、目に見える所に置いて始め、終わったらメモを見せるとよいでしょう。

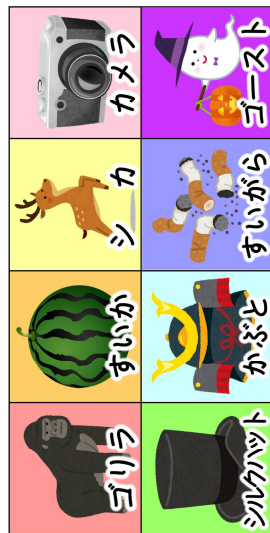
不思議なしりとり

「しりとり」をしましょう。「しりとり」の「り」からです。下の中から好きな言葉を頭の一つ思い浮かべてください。



1
選んだ言葉を覚えて次に進んでください。

今覚えた言葉に続く単語を、下の8つの中から1つ選んでその言葉を覚えてください。



2
選んだ言葉を覚えて次に進んでください。

今覚えた言葉に続く単語を、下の8つの中から1つ選んでその言葉を覚えてください。



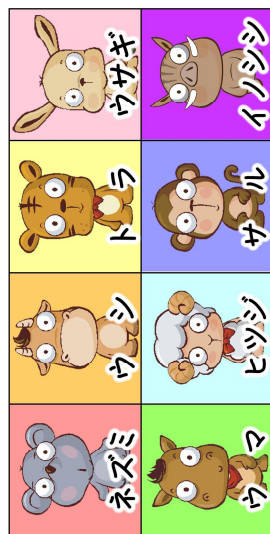
3
選んだ言葉を覚えて次に進んでください。

今覚えた言葉に続く単語を、下の8つの中から1つ選んでその言葉を覚えてください。



4
選んだ言葉を覚えて次に進んでください。

今覚えた言葉に続く単語を、下の8つの中から1つ選んでその言葉を覚えてください。



5
選んだ言葉を覚えてたらメモをみてください。